



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年4月1日 No.198

「新型コロナウイルス」について！ 3月30日に団体交渉開催

妊娠中、病気加療中の社員でテレワーク希望の場合は申請しよう！

組合側：妊娠中、病気加療中の人は、感染すると重症化するリスクが高いと言われており、不安な社員も多くいる。社員の人命を第一に考え、テレワークを希望する社員の申請を認めるべきだ。

テレワークが可能な業務に就かない社員も含めて、今回は特例として箇所長が課題を預けることでテレワークを認めるべきだ。

経営側：現業、非現業問わず勤務形態によるが申請した社員に対し箇所長が承認すれば可能である。

★現業機関で例えば、乗務員であっても、妊娠や基礎疾患等により、変形日勤をしている社員については箇所長の承認によりテレワークが可能です。

家族が濃厚接触者とされた場合は？ ～会社と組合で見解一致せず～

組合側：社員の家族が濃厚接触者とされた場合は、感染拡大を防ぐため安全側に判断し、勤務させず休暇を与えるべきだ。濃厚接触者とされた家族が陽性か陰性が不確定の中で、社員に感染してないとは断定できない。業務を継続することで集団感染になったら鉄道輸送の確保ができなくなる。社員も自分が感染源になってしまうなど心配するのは当然だ。

経営側：社員に症状がない場合は継続勤務してもらう考えである。濃厚接触者とされた家族の検査結果や社員の健康状態をもって個別に判断する。

施策実施は延期すべきだ！

組合側：4月1日実施の「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施について」及び、4月16日実施の電気部門における「新幹線体制の変更」については、現行の状況を留意して実施日を延期するべきだ。今、多くの社員を一度に人事異動させるべきではない。

経営側：施策は予定通り実施するが、人事異動については情勢等を加味している。退職者や休職者の発生に伴う要員整理の異動は行わなければならない。